

# 山梨県公報

号外第二十号

平成二十年

三月三十一日

月 曜 日

## 目 次

### 規 則

山梨県財務規則の一部を改正する規則

## 規 則

### 山梨県規則第二十七号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「知事政策室長」を「知事政策局長」に改める。

第三条第二項の表中「広瀬・琴川ダム事務所」を「広瀬・琴川ダム管理事務所」に、

「釜無川流域下水道事務所及び桂川流域下水道事務所」を「及び流域下水道事務所」に改め、同条第四項中「富士・東部地域県民センター所長」の下に「総合県税事務所長」を加える。

第三条の二第一項の表県民センター管内のかいに置かれる物品出納員の項第一号ア中「総務課、県民課、会計第一課及び会計第二課」を「北巨摩合同庁舎内に設置されたもの」に改め、同号イ中「峡中総務第一課」を「中央合同庁舎内に設置されたもの」に改め、同号ウ中「峡中総務第二課、会計第三課及び会計第四課」を「貢川合同庁舎内に設置されたもの」に改め、同号オ中「総務課、県民課及び会計第一課」を「南巨摩合同庁舎内に設置されたもの」に改め、同号カ中「西八代総務課及び会計第二課」を「西八代合同庁舎内に設置されたもの」に改め、同号キ中「総務課、県民課、会計第一課及び会計第二課」を「南都留合同庁舎内に設置されたもの」に改め、同号ケ中「北都留総務課」を「北都留合同庁舎内に設置されたもの」に改める。

第二十七条中「知事政策室長」を「知事政策局長」に改める。  
第二十九条第一項中「及び自動車税事務所」を削る。

第三十条第三項の表二の項中「職員研修所次長、総合県税事務所副所長、自動車税事務所次長」を「総合県税事務所課税管理部長」に、「障害者相談所次長」を「障害者相談所次長、精神保健福祉センター次長」に、「動物愛護指導センター次長、精神保健福祉センター次長」を「動物愛護指導センター次長」に、「農業大学次長」を「専門学校農業大学次長」に、「広瀬・琴川ダム事務所次長」を「広瀬・琴川ダム管理事務所次長」に、「釜無川流域下水道事務所次長及び桂川流域下水道事務所次長」を「及び流域下水道事務所次長」に改め、同表三の項中「総合県税事務所副所長及び自動車税事務所次長」を「総合県税事務所課税管理部長(自動車税部に係るものを除く。及び総合県税事務所自動車税課長(自動車税部に係るものに限る。))」に改める。

第三十四条中「及び自動車税事務所」を削る。

第七十八条第一項を次のように改める。  
令第六十四号第五号に規定する規則で定める経費は次の各号に掲げる経費とし、

同条第五号に規定する規則で定める収入金は当該各号に掲げる収入金とする。

一 県税に係る還付加算金 当該県税の収入金

二 市場等へ出荷する場合に支払う手数料 当該出荷による収入金

三 旅行者との契約に基づく使用券、利用券等に係る取扱手数料 当該契約により収納した収入金

第七十九条第三項を次のように改める。

3 令第六十五号の二の規定により知事が定める金融機関は指定金融機関又は指定代理金融機関と為替取引のある金融機関とし、預金の種別は当座預金又は普通預金とする。

第八十七条中「及び自動車税事務所」を削る。

第八十八条第一項中「百分の五」の下に「(県の使用に係る電子計算機であつて知事の指定するものと入札しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行う入札(以下「電子入札」という。))により普通財産の売払いを行う場合にあつては、予定価格の百分の十」を加える。

第九十九条第一項中「契約金額」の下に「(電子入札により普通財産の売払いを行う場合にあっては、予定価格)」を加える。

第二百二十五条第三号を次のように改める。

三 入札及び開札の日時及び場所(電子入札にあつては、入札期間及び開札の日時)

第九十九条の二の見出し中「保証金」を「当日納付保証金」に改める。

第九十九条の二の次に次の一条を加える。

(電子入札により普通財産の売払いを行う場合の入札保証金等の納付及び払出し手続の特例)

第九十九条の三 前三条の規定にかかわらず、電子入札により普通財産の売払いを行

う場合の入札保証金の納付及び払出し並びに契約保証金の納付手続については、別に定める。

第二百条中「前三条」を「前四条」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第二百三十三条第二項中「契約保証金以外の保証金」を「入札保証金（電子入札により普通財産の売払いを行う場合の入札保証金を除く。）及び公売保証金」に改める。

別表第一中「地域県民センター」を「東京事務所、地域県民センター」に改め、「東京事務所」及び「自動車税事務所」を削り、「障害者相談所」を「障害者相談所、精神保健福祉センター」に、「動物愛護指導センター、精神保健福祉センター」を「動物愛護指導センター」に、「農業大学校」を「専門学校農業大学校」に、「広瀬・琴川ダム事務所」を「広瀬・琴川ダム管理事務所」に、「釜無川流域下水道事務所、桂川流域下水道事務所」を「流域下水道事務所」に改める。

別表第一の二の二の項中「県立大学事務局長」を「専門学校農業大学校長」に、「看護大学及び看護大学短期大学部」を「農業大学校」に改める。

別表第一の三の二の項及び別表第一の四の二の項中「県立大学」を「専門学校農業大学校」に、「看護大学及び看護大学短期大学部」を「農業大学校」に改める。

#### 附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。